

## 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び 利用の規制等に関する法律に基づく注視区域の指定について

### 1 概要

内閣府は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づき、重要施設（防衛関係施設等）の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地及び建物が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定し、土地等の利用の状況を把握するために調査を行うこととしている。

本市においては、令和5年7月12日の告示により、陸上自衛隊金沢駐屯地の周囲おおむね1,000メートルの区域内が指定され、8月15日に施行する予定となっている。

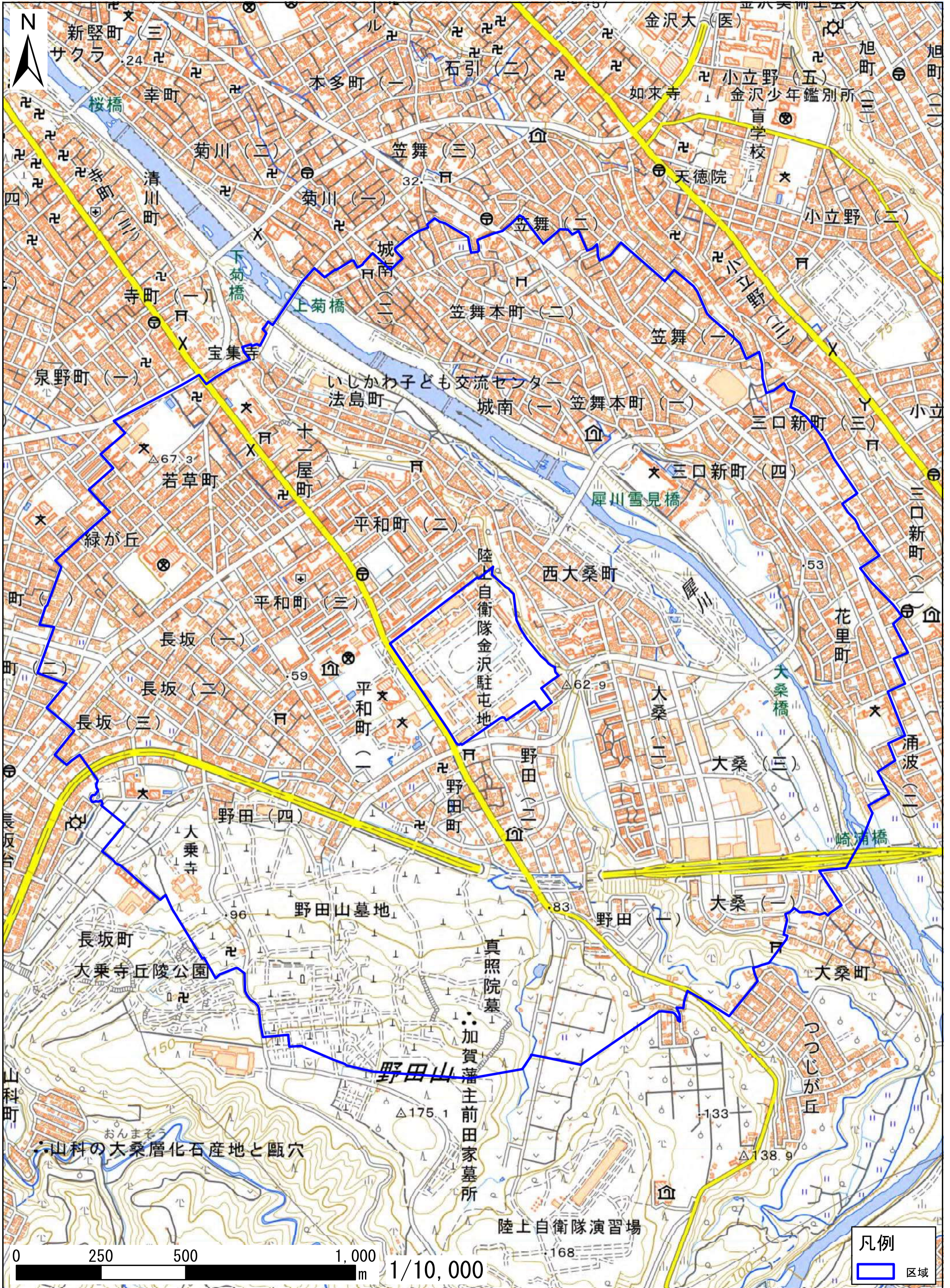
### 2 指定範囲

陸上自衛隊金沢駐屯地の周囲おおむね1,000メートルの区域内（別紙参照）

### 3 今後の事務手続

内閣府からの協力依頼に基づき、国が作成したリーフレットを設置しているほか、新聞広報及びSNSを通して周知

# 区域図



この地図は、地理院地図に区域情報を追記して作成しています。国土地理院発行2万5千分1地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。本図は、令和5年4月時点のものです。